

過去の懲戒処分以外の処分実施状況

〔知事部局〕

(令和7年5月)

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R7.5.27	文書訓告	中予地方局 係長級職員 (当時)	自らが受給した扶養手当について、過大な受給となって必要となった返納手続きにかかる関係課からの問合せに対して回答をせず、対応を怠った。
2	R7.5.27	嚴重注意	中予地方局 主幹級職員 (当時)	上記に関し、管理監督責任
3	R7.5.28	口頭訓告	東予地方局 一般職員	配偶者にかかる扶養手当の認定基準の誤認により、支給要件を欠いていたにもかかわらず同手当を過大に受給した。
4	R7.5.28	口頭訓告	東予地方局 係長級職員 (当時)	公務のため、公用車で走行中、民家のガレージの雨どいに車体を接触させ、その後、車体を切り返した際に、農道端に脱輪し、擁壁を損壊するとともに、電柱支線に接触した物損事故 (1年以内の再度の交通法令違反等)

(令和7年7月)

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R7.7.30	口頭訓告	観光スポーツ文化部 関係地方機関 主幹級職員	公務中、伊予灘サービスエリア上り駐車場において、酒気帯び運転で交通事故を起こした職員(地方公務員法第28条第4項(同法第16条第1号該当)による失職)に関し、管理監督責任

(令和7年10月)

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R7.10.2	文書訓告	南予地方局 一般職員	自家用車で松山市千舟町4丁目の交差点を走行中、右折時に前方不注意となり、横断歩道を横断していた歩行者と接触し、相手方に全治2週間の傷害を負わせた人身事故
2	R7.10.2	口頭訓告	中予地方局 一般職員	公務のため、中予地方局の正面玄関で公用車から降車した際、降車前にシフトレバーに触れてニュートラルとなった結果、緩い傾斜に沿って公用車が動き出し、前方に駐車していた別の公用車の右後方部に接触した物損事故 (1年以内の再度の交通法令違反等)
3	R7.10.2	口頭訓告	経済労働部 関係地方機関 係長級職員	通勤のため、自家用車で今治市片山1丁目の交差点を走行中、前方を走るトラックに引き続いて右折しようとした際、横断歩道を横断していた自転車と接触し、相手方に全治24日を要する傷害を負わせた人身事故

4	R7.10.3	文書訓告	土木部 一般職員 (当時)	令和5年度に担当した県発注工事において、企業から提出のあった下請工事に係る書類の処理の一部を放置するなど、適正に処理をしなかった。また、提出のあった書類を適切に保管せず、書類の一部を紛失した。
5	R7.10.8	嚴重注意	土木部 課長級職員 (当時)	上記に関し、管理監督責任
6	R7.10.7	嚴重注意	土木部 主幹級職員 (当時)	上記に関し、管理監督責任

(令和7年11月)

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R7.11.27	口頭訓告	農林水産部 関係地方機関 一般職員	自家用車で香川県坂出市与島パーキングエリア付近(瀬戸中央自動車道上り29.7km付近)を走行中、制限速度80km/hの区間を114km/hで走行し、34km/hの速度超過で取締りを受けた。
2	R7.11.28	口頭訓告	保健福祉部 関係地方機関 係長級職員 (当時)	自家用車で松山市鷹子町を走行中、左折時に前方不注意となり、正面左側の歩行者と接触し、相手方に全治2週間の傷害を負わせた人身事故
3	R7.11.27	口頭訓告	東予地方局 主幹級職員 (当時)	部下職員が勤務時間中に自席の公用パソコンで、業務に関係のないウェブサイトを長時間にわたり閲覧するなど、公用パソコンを不適正に使用したことに関する管理監督責任
4	R7.11.28	口頭訓告	中予地方局 主幹級職員 (当時)	同上
5	R7.11.28	文書訓告	県民環境部 一般職員	令和7年7月10日8時45分から17時15分までの間、職場への連絡をしないまま、所在不明となり、職務を放棄した。
6	R7.11.28	嚴重注意	保健福祉部 関係地方機関 一般職員	NHK放送受信契約が未契約となっている車両を認知していたにもかかわらず、必要な処理を失念し、未契約状態を継続させた。
7	R7.11.27	嚴重注意	保健福祉部 関係地方機関 課長級職員 (当時)	上記に関し、NHK放送受信契約に係る車両の取扱いにおいて、誤った判断をした上、再発防止に係る通知後も再確認を指示するなどの適切な対応を怠った。
8	R7.11.28	嚴重注意	保健福祉部 関係地方機関 主幹級職員 (当時)	同上

(令和8年4月)

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R8.3.26	口頭訓告	保健福祉部 関係地方機関 係長級職員	通勤のため、自家用車で国道196号を走行中、前方の相手方が左折時に横断歩道前で停止していることに気づかず、相手方車両に追突した物損事故 (1年以内の再度の交通法令違反等)
2	R8.3.26	口頭訓告	南予地方局 一般職員	自家用車で大洲市東大洲を走行中、前方の相手方が横断歩道前で急停車し、ブレーキをかけたが間に合わず、相手方車両に追突した物損事故 (1年以内の再度の交通法令違反等)
3	R8.3.27	文書訓告	観光スポーツ文化部 係長級職員	自家用車で島根県雲南市(中国横断自動車道尾道松江線の三刀屋木次インターチェンジ付近)を走行中、制限速度70km/hの区間を、110km/hで走行し、40km/hの速度超過で取締りを受けた。